

中世末期における熊野那智本願について

——青岸渡寺文書を中心にして——

豊 島 修

熊野信仰の歴史には未だに不明なことが多いが、平安末期の院政時代に、上皇・貴族階級の熊野詣の隆盛をみたことは周知である。それは宗教史、信仰史的にみると、平安中期以来の熊野淨土思想の盛行と相まって、本宮の阿弥陀如来を中心とする現世來世の二世安樂をえる目的であった。即ち、それは自己の犯した罪穢を減して、死後にうける苦しみを生前にはたす減罪の苦行を前提とし、そののち阿弥陀如来に現世安穩・後生安樂を約束してもらう信仰であった。熊野信仰の本質はこの減罪信仰と淨土往生信仰に集約されるが、中世に入ると、このような熊野の信仰は全国的

に流布展開し、權門勢家や武士および地方庶民層まで深く浸透したことは大方の認めうるところであろう。しかしながら從来の日本宗教史、庶民信仰史研究においては、熊野信仰が展開する歴史的流れのなかで、中世以降の地方庶民が熊野の信仰をいかように受けいれ、一般庶民化したかの形成過程とその本質についての考察は未だ充分になされていないようと思われる。この問題は地方に布教され、中世の庶民一般に受容された熊野信仰の実態内容と、その伝播管理にたずさわった聖(ヒジリ)宗教者を統一的に把握されるべきであろう。ここでは一応両者を分離して、中世以降の熊野信仰の布教に関与した聖に視点をおいて考察してみたい。

熊野の聖については、既に多くの先学の指摘があり、また最近鈴木昭英氏は熊野信仰の地方的発展に活躍した聖を類別し、修驗聖、西国三十三ヶ所觀音巡礼聖、六十六部聖、念仏聖、熊野十穀聖、熊野比丘尼など各聖の時代に即した布教活動の様相を公にされている。これによつて平安期から中世の盛時に、熊野権現の利益を唱導布教した回国の聖の宗教的活動が一層明確になつたといえよう。

小稿で取りあげる本願は、このような熊野の聖の範疇に属するが、從来、熊野三山に存在した本願の諸相についての歴史的考察はほとんど見あたらない。そこで以下、熊野

の本願の実態究明の素材を那智山にもとめ、那智の本願の様相を把握する上で重要な資料である青岸渡寺文書『本願中出入証跡之写』の分析と、若干の関係資料によつて、中世末期における那智本願の宗教的活動の一端を明らかにしてみたいと思う。

さて『本願中出入証跡之写』(一)によると、近世の那智山には「七本願」があった。即ち「那智山本願七ヶ寺」として、天台宗御前庵主、同大禪院、真言宗瀧庵主、同那智阿弥、同理性院、那智山阿弥陀寺、浜之宮補陀洛寺の都合七ヶ本願を指すが、また七本願は、近世に社家の配下に属する「本願職」の寺院庵主であった。那智山の職制を記す『社法格式』(延享元年)の本願の項に、「社家配下願職一偏ヲ守ル」と割注がある。これは近世の熊野が幕府や紀州藩の宗教政策を背景にして神道化し、社家によつて那智山をふくむ熊野三山の本願の勢力が抑圧されていたことを示すものである。熊野三山の神道化の機運は江戸初期にも

『本願中出入証跡之写』(全二冊)は、享保二十年閏三月に、那智山本願中の惣代であった那智阿弥良応と大禪院良敵が江戸幕府寺社奉行へ提出した訴訟の証跡の写である。標題に「本願中出入」と記されているが、これは享保六年

二

四月、新宮と那智の本願が社家一職の支配でないとの主張から争論をおこし、延享元年四月に幕府寺社奉行の裁決によって、事實上、本願が公事訴訟にやぶれた実情を示すものである。したがつて本資料は、裁決が下つた九年前に那智本願により作成報告された本願側の書付記録であることが判明する。記載内容は、近世初期以来那智山の社務が混乱し、社家と本願は自己の職制を正統化するために、それぞれの由緒や機能などの内部事情を説明に記しており、那智本願の諸相をうかがうに充分な資料と考えてよいであろう。

とめることができる。『熊野年代記』、享保十年五月の『神倉伝記并妙心寺由来言上』によれば、慶安(一六四八—五二)のころより新宮の社家と本願との間に度々造営訴訟がおこり、その後も出入りは「不得止数十年」、そのため社家と本願は紀州藩に訴え出て、この裁決をもとめた。その結果「社人勝利」となり、新宮の寺中本願は訴訟にやぶれて神社側が「社々御修覆所⁽⁶⁾」となつたのである。さらにこの裁決が下つた延宝三年二月九日には、幕府寺社奉行から熊野三山の本願所住職に『捷書⁽⁷⁾』(三条)が出され、これによつて熊野三山は神道化の道を決定づけるとともに、幕府や紀州藩の宗教政策を背景に、熊野の本願の勢力を抑圧化せんとした社家側の意図がうかがい知りえる。この『捷書』の第一条には「熊野三山本願所住職の輩、如前々偏に可勤願職、不可兼修、驗道事⁽⁸⁾」と規定されている。これは『社法格式』にみえる「本願職一偏ヲ守ル」伝統が、既にこの『捷書』の申渡しをもとに成立したことを示すが、同時に、熊野三山の本願は修驗道を専業とする山伏であつたことが知られる。熊野三山の神道化をみた延宝三年二月以前には、一山に存在した山伏修驗の徒が本願職を兼帶していた事実は注意してよい。

ところで、那智七本願の職能に注目すると、本願は専ら

那智一山の社殿の修理再興をおこなう機能を有していたことに留意せられる。既に冒頭で述べた如く、熊野三山の神道化をみた延宝三年から六十九年後の延享元年四月に、那智本願は再び社家と社役相論をおこしている。そのため幕府寺社奉行はこの公事を直接吟味して、『紀州那智山社家・本願就社務及争論、吟味之上双方江申渡条々⁽⁹⁾』(一通)といふ裁許状を出しているが、その一条に「宮社修理之儀者、本願之主役たるによつて、破損有之節者本願より願出度之旨」との那智本願側からの訴えがあつた。これによれば本願は、もともと那智山の「宮社修理」にたずさわっていた勧進聖の別称であつたと考えられる。つまり那智の七本願は勧進所(本願所)として、後述のように配下に「下本願」である山伏や勧進比丘尼をもち、那智山の堂舎社殿が破損すると、本願は修理再興の勧進権を有して諸国勧進し、その奉加錢によつて那智一山の造営修復をおこなつっていたものと思われる。

もっとも、このような那智本願の訴えは、既述したように延宝三年二月の捷によって社家側が「修覆所」となり、熊野三山の本願は宮社修理の勧進権を失つていた。加うるに享保二十一年には、公儀から熊野三山に寄付金がわたらされ、同年以降はこの寄付金によって一山の宮社修補を加え

る旨達せられた。⁽⁹⁾ これによつて近世中期以後は、那智山の造営修理を勧進する権利が社家側に移行し、本願の機能である堂舎修復の勧進権を完全に失つたのである。しかし熊野山伏や勧進比丘尼を統率した熊野三山の本願所は、那智山の七本願のほか、近世には新宮神倉の妙心尼寺と梅本庵主を加えて「本願所九ヶ寺」⁽¹⁰⁾と称されたのは注意しなければならない。即ち、社家が幕府や紀州藩の宗教政策を背景にして本願を抑圧し、三山の本願の機能が変質した江戸中期までは、熊野九本願所に属した勧進聖が宮社修理の勧進権を有して、活発な勧進活動をおこなつていたことを推察せしめるのである。そこで次に、那智本願の具体的な宗教活動を明らかにせねばならないが、まず記録文献から判明しうる那智七本願の発祥から検討を加えることにしたい。

三

前節では、熊野那智山の七本願が勧進所としての組織を有し、配下の「下本願」は勧進聖の性格と那智山の宮社修復を勧進する権利をもつていたことを述べた。ところで、このような勧進聖の別称である本願は、一般に中世の中ごろより多くの記録文献や金石文に認められる。たとえば奈良の元興寺極楽坊は中世の庶民信仰資料が数多く発見され

たことでよく知られるが、その中に「伊勢神宮大橋勧進」⁽¹¹⁾と記された勧進札が見い出され、伊勢神宮の内宮大橋は、^{納経願人}
室町中期ごろに勧進聖である本願橋明が伊勢神宮から造営
「御裳濯河御橋」の架替を申請した記事が見えることから、^{本願橋明}
享徳元年八月、僧賢正と最祥法師の二人が諸国を勧進して
室町中期ごろに勧進聖である本願橋明が伊勢神宮から造営
勧進の権利をえたものと推定された。⁽¹²⁾ これは室町期の伊勢
神宮において、内宮大橋の造営が本願の勧進に依存する慣
習のあつたことを示すものである。この伝統はのちに勧進
組織の確立をみた本願慶光院比丘尼に受けつがれたが、同
院の三代住職である清順比丘尼は、とくに宇治橋の造営勧
進に活躍した。⁽¹³⁾ その一連の功績によつて本願清順比丘尼は、
後奈良天皇から「慶光院号・上人号」を賜わつてゐる。慶
光院文書によれば、本願慶光院比丘尼は大神宮橋の造営勧
進を近世初期の慶長八年ごろまでおこなつていただらしい。⁽¹⁴⁾
その他室町時代には近江の勢多橋や京都の五条大橋なども、⁽¹⁵⁾
同じく勧進僧が橋造営の勧進をおこなつた顯著な例である。
彼らはいづれも「橋聖」と別称される勧進聖と考えられる
が、そうとすればこのような橋聖は既に古く十一世紀初頭⁽¹⁶⁾

に存在していた。

また室町時代の橋聖には、本願慶光院に代表される勧進比丘尼のほか、山伏の十穀断を修行する十穀聖が多く橋聖とよばれたことは注意してよい。京都の伏見稻荷大社境内にある十穀橋は、その名の通り十穀聖の造営によるものといわれている。さらに熊野新宮の神倉神社を管理し、神倉四箇本願の一つで「橋の本願」と称された宝積院は、室町時代に木食行をおこなう山伏が定着して橋聖となり、橋の造営勧進をおこなって橋錢を徴収する権利をもつて至ったことは別稿⁽¹⁷⁾で推論した。

このような伊勢神宮や熊野新宮などの中世的な大靈場とともに、地方の大小靈場においても中世末期に本願所が設けられ、勧進聖（＝本願）が堂舎社殿の造営再興を目的とする勧化唱導をおこなっていた形跡がある。備中の吉備津神社はその顯著な一例である。備中吉備津神社文書によれば、同社境内には本願の居住寺・本願所があり、本願は社領を管理し、また社殿の「破損修理」をおこなう権利をもつていた。このような勧進聖である本願の居住寺、即ち勧進所と靈場寺院とのつながりは、靈場信仰を背景にして成立した中世的な大小靈場の特徴を示すものといえよう。

さて中世の室町初期から戦国時代に、本願の存在と勧進活動が広汎におこなわれていたことを想定した上で、那智山の七本願の発祥に注目すると、それは同じく室町期に多くもとめられると思われる。今『本願中出入証跡之写』（二）、『熊野年代記』などから、室町時代に発祥が認められる那智七本願の例を摘出してみたい。

まず真言宗那智阿弥については、天正十五年の「那智如意輪本堂建立之御下シ文」に、同寺の六代目の住持職であった本願祐幸上人の名が見えている。そして祐幸上人より五代前に「弁阿上人」（『本願中出入証跡之写』）の存在が確かめられるから、本願那智阿弥の発祥は、少なくとも室町初期まで遡ることが可能である。また同滝庵主についても、『熊野年代記』（応仁元年十月条）に「滝庵主現住心海和尚、滝本山上不動堂始宇」云々とあり、それを同年月の棟札が裏付けている。したがって滝庵主は室町期に那智七本願所の一つとして成立し、滝本社などの造営修理をおこなう機能を有していたことがわかる。その他天台宗御前庵主や浜宮補陀洛寺なども、後述のように室町時代から戦国期に、両本願所の配下にいた山伏・勧進比丘尼が那智山の宮社や橋の勧進に活躍していた形跡がある。したがって那智七本願の多くは中世末期の室町時代に本願所（勧進所）として成立し、配下に熊野山伏や勧進比丘尼をもつて那智一山

の修復勧進をおこない、他方では、結縁者に熊野権現信仰を奨励していたものと推定してよかろう。

では那智の七本願所の多くが室町期に勧進所として成立をみたのは、いかなる理由に基づくのであろうか。それはこの時期に、熊野の神領・莊園の変質と衰退によつて、それまで貴縉や武士の寺社領からの貢納に依存した社会経済史的要因を指摘しうると思われる。具体的には、中世の鎌倉末期までは熊野に寄せられていた諸国の神領莊園によつて、熊野三山の住僧の生活資糧や社殿造営の資糧確保がなされたのに對し、南北朝から室町時代の動乱期には、莊園経済崩壊過程における寺社領の縮少、造営料國の変質と衰退などの諸事情とともに、熊野三山の經濟的基盤が減少し、法会の資糧及び社殿の造営と修理復興事業の資糧確保を別個の手段にもとめざるを得なくなつた。ここに本願に代表される聖の勧進活動が、資糧確保の一手段として取りあげられるに至つたのである。そのため多くの勧進聖である山伏や十穀聖、勧進比丘尼などが熊野三山に集まり、これを統制するために那智山にも本願所（勧進所）が設けられたのであろう。それは又、熊野の時宗化と併せ考えるべき問題である（後述）。

一氏の研究⁽²⁾に詳しく述べ、今それにゆづるが、中世の那智社殿の造営について『造営年記』、『社殿造営次第』、『熊野年代記』によれば、およそ次のようである。即ち那智山の社殿造営は、平安末期の延久四年から南北朝時代の貞治五年の二十九〇年の間に、十一回の造営がおこなわれた。そのうち延久四年（後三条院）、平治元年（二条院）、承元三年（土御門院）、仁治二年（四条院）、元享年中（平高時）の五回は、上皇院宮がそれぞれ「駿河」「遠江」「阿波」「遠江」「安房遠江」の造国領を寄進し、それによつて那智社殿が新造修復されてゐる。しかし室町時代の文明六年（源義尚）から豊臣秀吉が熊野三山の造営費用を寄進した天正十八年の一一六年間に、上皇院宮の造国領による那智社殿の造営は僅か一度しかおこなわれていない。これはこの間に破損した那智山の堂舎社殿の修理再興事業が、一つには棟別錢によるとともに、本願などの勧進聖が地域住民や熊野道者に零細な喜捨の唱導勧化をおこない、その奉加錢によつて那智一山の造営修理がなされていたものと思われる。したがつて中世末の室町時代から戦国期には、那智社殿の修理復興の勧進権をもつた本願・聖による多数作善的な勧進方法が別にもうけられ、彼らの活発な勧化唱導が熊野の内外で展開したことであらためて想起せねばならないのである。

四

そこで、この節では室町時代以降における那智本願の勧進形態、およびその勧進に結縁奉加する一般庶民の信仰形態をうかがってみたい。まず室町時代の那智山は、文明十年と長享二年に社殿堂舎などの造営修復をおこなったことが記録の上で判明する。前者は、『熊野年代記』(文明十年条)に「八月廿一日那智山御成就ス、京難波泉州河内棟別」とあり、那智一山の造営費を、当時、巨大な商業都市である京都、大阪を中心として畿内が臨時に課役を賦課され、その棟別錢によつて同年八月二十一日に那智山が成就したことが知られる。これは將軍足利義尚公が造営を企てられ、諸国棟別許可の御教書にもとづいて、那智の本願庵主が特定の地域を棟別錢の徵収にめぐつたものと考えられる。このような課役による熊野三山の造営修復事業は、既に熊野新宮において、南北朝時代の貞治三年(將軍義詮)と室町期の応永三十三年におこなわれていた。⁽²⁾また『熊野年代記』によれば、熊野新宮の本願庵主(山伏)が諸国を戸別的に訪問して勧化を募り、その棟別錢によつて新宮十二社の造営がおこなわれたことを明記している。しかし室町時代の那智山において、このような「棟別勧化」にともなう那智社

殿の造営修復をうかがう史料には恵まれないので、今のところ不明とせざるをえない。

後者は、『熊野年代記』(長享二年七月条)に、「七月寺附京都栄昌比丘尼十二社翠簾勧進ス、両座一札有」とある。これによれば、栄昌比丘尼なる者が那智山の両座(東座、西座)の一札をもつて、同十二社の翠簾を勧進による奉加錢でまかなつたが、またこの記載で注意されるのは、十二社翠簾の勧進を京都在中の勧進比丘尼がおこなつたことである。これは那智山をふくむ熊野三山の本願所が、熊野山伏とともに配下に多くの熊野勧進比丘尼をもつていたことと関係がある。しかし栄昌比丘尼が、当時、那智七本願所に属していたか否かについては明確にし得ない。その他、穀断木食の苦行者である十穀聖が那智本願として、堂舎社殿の修理再興を目的とする唱導勧化をおこなつていた。『お湯殿の上日記』(文明十六年九月五日の条)には、熊野本宮の奉加を依頼した熊野十穀とともに「那智の十穀」の記載がある。また『多聞院日記』(天文十一年閏三月十九日条)にも「(上略)一、熊野十穀海尊來了」とあり、いづれも室町期に十穀断や木食行をおこなう山伏(遊行聖)が那智山に定着し、那智本願としての権利を有していたことが認められる。これは前節でふれたように、那智の七本願が本来山伏であ

つたことを証左するものであろう。『本願中出入証跡之写』(一)によれば、那智七本願の一つである御前庵主は、本山派修験の本寺である聖護院門跡の入峯に際して、毎年門跡から宮衣料と金子を賜わっていた。本願御前庵主がいつ比より宮衣料を賜わるに至ったかは不明であるが、同じ本願である新宮庵主の『行尊法印文書』⁽²⁾によると、聖護院門跡が入峯したおり、門跡は新宮庵主に宿泊し、また同庵主は熊野新宮一円の案内をつとめ、別称「案内上人」ともいわれていた。そして新宮庵主が修験山伏であったことは、近世初期の寛永八年まで、門跡入峯の御土産として水色の御衣と結袈裟および補任状を賜わっていたことからもわかる。

したがって那智山の勧進元である七本願所は、本来、山伏修験が本願職を兼帶して、既述の十穀聖や遊行聖(勧進比丘尼)を配下に有し、那智一山の堂舎社殿の修理再興を目的とした勧進活動をおこなっていたのも、至極当然のことと理解される。

以上のような那智本願が、室町時代から戦国期に貴賤大衆を勧進の対象としたとき、どのような勧進方法によつて結縁奉加をもとめたかは興味ある問題であるが、その実態内容についてはあまり明確にしえない。しかし熊野比丘尼

- ・ 熊野勧進比丘尼が熊野から地獄の絵巻物をうけ、六道絵

や熊野本地絵巻などを携えて諸国を勧化遊行し、熊野権現の靈験を絵解唱導したことはよく知られているところである。既に伊勢の慶光院が勧進比丘尼の本拠地であったことは述べたが、那智山は新宮の本願であつた神倉妙心尼寺⁽³⁾と同様、熊野(勧進比丘尼や巫女の発祥地であつた。後述する本願浜宮補陀洛寺や同奥の院なども、室町期に勧進比丘尼が勧進札をもちいて熊野道者を勧進結縁させていた形跡がある。また篠原四郎氏の最近の研究⁽⁴⁾によれば、那智勝浦町天満にも那智権現の勧進比丘尼(託宣巫女)がいたことを指摘している。それによると、『天満旧記』所収の天文六年の棟札に「奉遷宮天満大自在天神守護、本願并慶順尼」とあり、この慶順尼は一代の本願として、天満宮修理の勸化唱導をおこなう熊野比丘尼であった。時代は降るが田辺の新熊野十二社権現社も、天正十三年二月、豊臣秀吉の紀州征伐にともなつて熊野兵乱がおこり、田辺騒動におよんで「鷄合権現社領断絶」している。そのため同社の修理復興を本願や新熊野願人が田辺を中心に、和歌山城下や新宮などの近郊在地で勧進をおこなつたが、また新熊野社付の本願の初めは「空心比丘尼」と称する那智比丘尼であったのである。

このような那智の七本願に属したとみられる熊野比丘

尼・勧進比丘尼は、文庫に牛玉を入れて諸国を遊行し、貴賤大衆に地獄・極楽の絵解唱導をおこない、牛玉札の配札と熊野權現信仰を勧進したことは『塩尻』、『東海道名所記』(卷二)、『日次記事』(二月条)などの断片的な記録文献からもうかがい知ることができる。ことに中世の熊野比丘尼が携行して、絵解きをしたと考えられる「熊野那智曼荼羅」(熊野那智山参詣図、熊野那智社頭図)は、現在七・八本が確かめられる。そのうち田辺の鬪鷦神社本は室町中期の作品といわれ、かなり古い部に属する。また補陀洛寺本や那智大社本なども時代的に近いもので、後者は天正・慶長ごろのものと推定されている。したがって那智の七本願所に属した熊野比丘尼が「熊野那智曼荼羅」を携行して、地方庶民に絵解唱導をおこなつたのは、中世末の室町期から戦国時代にかけてが全盛期であったと考えてよいであろう。

佐渡相川大工町の熊野山聖王寺織田常学院は、このよう

な熊野比丘尼が那智曼荼羅や地獄絵図を携行して回国遊行し、その後佐渡に定着して熊野信仰をひろめた顕著な例である。常学院には熊野曼荼羅や觀心十界絵図が伝存され、後者はいわゆる「六道絵」の一種で、上部に山容をあらわし、下部に六道(地獄、餓鬼、畜生、阿修羅、人、天)の世界を描写して、中央に阿弥陀三尊を配置する構図である。記録によれば、「此地獄の絵を見るものは悪を作りし事を悔い、此曼荼羅を拝する者善を修せし事を悲しむ」とあり、常学院に常住した熊野比丘尼は、おそらくこの絵図を絵解きして地獄をくわしくかたり、結縁者に地獄からの救済は阿弥陀如来に結縁する功德(=宗教的作善)であることを説いたものと思われる。このような熊野勧進比丘尼が地獄を強調して、その救済を宗教的作善の功德にあると唱導した観心十界絵図がうまれる背景について、鈴木昭英氏は民俗信仰としての祖靈供養信仰を基底にし、他界觀念のつよい那智の妙法山を「モデルとして模式化」したものといわれた。そうとすれば、本来、那智曼荼羅や十界図などを貴庶に絵解唱導し、その救済に結縁する作善の功德をかたつたのは、妙法山阿弥陀寺を中心にして、多く那智の本願所(勧進所)に属した熊野比丘尼、勧進比丘尼があつたと考えられるのである。

さて、今一つ那智本願の勧進方法として、勧進札、とくに「名号札」の賦算に熊野道者や一般庶民を勧進結縁させる形態を指摘しうる。応永三十四年十月、本山派修驗の六角院家先達である住心院僧正実意が記した『熊野詣日記』に、那智の浜宮補陀洛寺に到着した北野御所の一行は、浜宮の橋本⁽⁴⁾で「橋勧進」の尼、即ち橋比丘尼(橋聖)の所持す

る「阿弥陀の名号」に勧進結縁したことが見えている。これは室町期における熊野那智山の勧進比丘尼や山伏であつた本願が時宗化していたことを示すとともに、橋の本願比丘尼が女人をふくむ熊野道者から零細な喜捨を得るために、時宗の勧進形態の一つである念佛賦算の勧進札を結縁奉加の一手段にもちいて、熊野詣を奨励していたことが知られる。高野山も室町時代には、高野聖が時宗化して時宗聖となり、いわゆる後期高野聖の一大性格を表出して、専ら遊行回国と勧化唱導および念佛賦算に没頭したといわれている。^⑪したがつて中世末期の室町時代には、高野山や善光寺などの中世的な大靈場の時宗化が考えられ、熊野だけにみられる宗教現象でなかつたことに注意せねばならない。

熊野三山と時宗との関係は、もちろん時宗の開祖一遍が文永十一年に熊野本宮に参籠し、熊野権現から「信不信をえらばず、淨不淨をきらわず、その札をくばるべし」(『一遍聖絵』卷第三)との神勅をうけ、いわゆる熊野成道をみたことに起因するが、以後一遍は「決定往生六十万人」の勧進賦算をより積極的にすすめるに至つた。遊行第二代の他阿真教も『奉納縁起』の中で、時宗と熊野権現との関係を主張しているが、一遍以後の時宗聖は熊野に入ると、中世に普遍的であつたといわれる融通念佛の勧進形態の一つで

ある六字名号の賦算と、貴賤大衆の熊野詣を勧進する上のレパートリーである説経「小栗の判官」を唱導した。^⑫その開始時期については不明ながらも、本宮の湯の峯温泉に正平二十年の「一遍上人爪書の名号」があり、この遺物の存在によって、少なくとも南北朝時代には時宗の念佛聖が熊野の勧進権を独占していたものと推定してよからう。室町時代の那智本願である熊野勧進比丘尼や橋聖などは、このような時宗聖の勧進形態を採用して時宗化し、熊野道者に六字名号の賦算を勧進して阿弥陀如来に結縁する作善の功德を説き、熊野詣に誘引していたものと思われる。

ともあれ中世末期には、時宗の専売特許の一つである名号札(念佛札)の賦算という勧進方法が那智本願の有力な勧進形態であったことは、弘治年中に本願御前庵主がおこなつた那智十二社宮殿の再興勧進の例からも裏付けられる。弘治三年十二月の奥書がある『弘治年中那智山十二社宮殿再興勧進帳序書』^⑬には、本願御前庵主良源と弟子の大蔵坊源祐が同十二社宮殿の再興のために、「六十万枚」の賦算札に貴庶を勧進結縁させている。この勧化奉加の具体的な内容については明確にしえないが、明応五年に田辺の新熊野十二社権現社を再興勧進した勧進沙門乗源の「勧進願文」によると、乗源は新熊野権現の靈験を十方檀那に説いて

「一紙半錢」を募り、奉加結縁者に罪業減除と、現世安穩で後生は淨土に往生できるという現当三世の熊野信仰を勧めている。また新宮・神倉妙心尼寺の本願妙順尼も、享禄四年の『神倉再造由緒』によれば、その「勧進願文」において、神倉権現の靈験を説いて諸檀越に「一紙半文」を勧め、勧化奉加に結縁すれば、宗教的に淨土往生や現世利益的な功徳のあることを唱導したことが知られる。これは室町時代から戦国期に、熊野の堂舎社殿の修復勧進をおこなった本願の一般的な勧進願文と勧進形態であったことを示すものである。したがって御前庵主良源と大藏坊源祐は那智十

二社権現の靈験を唱導し、庶民一般が賦算札に勧進結縁すれば、罪業減除で現当一世の功徳をえるという熊野信仰を勧めたものと考えてよい。つまり那智本願の勧進に結縁する衆庶は、信仰的に自他の罪業減除と淨土往生および現世利益をもとめ、いずれも熊野権現信仰に裏付けられて勧進奉加がなされたものといい得るのである。

以上述べたように、中世末期の熊野は莊園神領の変質、衰退期をむかえて、その資縁を庶民の勧進に依存せざるをえなくなり、多くの勧進聖が集まることとなつたが、那智山はとくに本願の活動と組織化がさかんであつた。即ち那智の七本願所に属した熊野山伏や勧進比丘尼は、堂舎社殿

が破損すると修理再興の勧進権をもつて、衆庶に念佛賦算や絵解唱導をおこない、奉加錢を募るとともに熊野権現信仰の普及化をはかった。しかし、このような那智本願の勧進活動は戦国時代から近世初期に入ると変質し、分国の領主や藩主の協力をえてはじめてなしえるのであるが、那智一山の経済的確保と熊野信仰の庶民化に寄与した本願の側面は評価されねばならないと思う。

註

① 五来重教授「熊野詣」、同上「熊野三山の歴史と信仰」(『古美術』42)、同上「吉野・熊野信仰の研究」(『山岳宗教史研究叢書』第四巻、総説)。

② 堀一郎氏「我が国民間信仰史の研究」(『宗教編』近藤喜博氏「熊野比丘尼」(『神道学』第十六号)、新城常三氏「社寺參詣の社会経済史的研究」、角川源義氏「語り物文芸の発生」。

③ 「熊野信仰と美術」(『仏教藝術』81号) 参照。

④ 熊野の本願については早くから五来重教授の指摘があり(註①⑫)、小稿はそれに導かれて作成したものである。

⑤ 那智大社所蔵文書。松井美幸氏「熊野三山とその信仰」(五来重教授編「吉野・熊野信仰の研究」『山岳宗教史研究叢書』第四巻、所収)。

⑥ ⑦ 「神倉伝記并妙心寺由來言上」。

⑧ 那智大社所蔵文書。

⑨ 『紀州那智山社家本願就社務及爭論吟味之上双方江申渡条

々』(延享元年、那智大社所蔵文書)。

(10) 『本願中出入証跡之写』(+)。註(6)に同じ。

(11) 五来重教授「元興寺極楽坊発見の印仏と千体地藏」(『元興寺極楽坊中世庶民信仰資料の研究』)参照。

(12) 註(11)前掲書、同上「伊勢神宮と仏教」(『伊勢神宮』)参照。
 (13) 慶光院文書。『史料綜覽』(卷十) (天文十八年六月十六日)
 条。『言繼卿記』天文二十二年三月廿一日条。『天文日記』
 永禄元年閏六月廿三日条。

(14) 『天文日記』天文十三年四月廿一日条。

(15) 『大乘院寺社雜事記』文明十八年五月十六日条。

(16) 註(2)五来重教授前掲書 参照。

(17) 抽稿「熊野の本願について——中世聖研究の一側面」(『歴史手帳』第三十号)。

(18) 『岡山県古文書集』2、所収。佐々木孝正氏「中世における地方社寺の勧進——近江江北の社寺資料による——」(『大谷大学研究年報』25号) 参照。

(19) 『本願中出入証跡之写』(+)所収。

(20) この点については児玉洋一氏「中世に於ける寺社の檀那株売買」(『改訂熊野三山經濟史』)に詳しい。

(21) 註(20)児玉洋一氏「中世熊野社領莊園の研究」(『同右』)所収。

(22) 『紀伊統風土記』巻之七十九、牟婁郡那智山古文書。

(23) 例えは『熊野年代記』応永三十三年の条に「造國諸國棟別京都廿四ヶ国今長床衆徒辻堅、廿三ヶ国庵主衆中、京都棟別

庵主綸旨御教書庵主(下略)』とあり、この造営は戦乱の際に無理算段して造営を企てたため、翌三十四年十一月に一旦

棟上げをしたが、正長元年「造営金不足」(『熊野年代記』)によつて棟上のまま工事を中止している。

(24) 文明四年の条に「諸國棟別勸化御教書庵主來、山伏三十人諸国ニ四月ニ立、京難波了祥明室趣ク、了祥上人前官トナル」とある。

(25) 「(上略) 御入峯(聖護院門跡)之節者為宮衣料と金子貳百疋宛被下置候、(中略) いつにても御入峯之節者、右之通ニ相心得可申候」とある。

(26) 新宮庵主文書。

(27) 『熊野年代記』慶長三年九月条。

(28) 註(2)寛永八年九月五日付の「附紙」。

(29) 篠原四郎氏「熊野比丘尼妙心寺」(『那智叢書』第二十二卷)。抽稿「熊野新宮本願の發祥と消長」(『印度学仏教学研究』第23卷第一号)。

(30) 篠原四郎氏「熊野山伏と比丘尼巫女」(『那智叢書』第二十卷)。

(31) 篠原四郎氏「紀州田辺における熊野本願について——特に松雲院文書を中心にして——」(『印度学仏教学研究』第24卷第一号)。

(32) 抽稿「紀伊統風土記」(上)。(和歌森太郎氏編『日本宗教史の謎』(上))。

(33) 同院の由緒や熊野関係資料、宝物については、近藤金吾氏

(34) 「織田常学院」(『相川郷土博物館報』第二号) 参照。

『奉状』(註③近藤金吾氏前掲書、所引)。

註③に同じ。

③ 妙法山阿弥陀寺は古くから死者の靈があつまるという山上他界の信仰をもつ山で、貴賤男女による納骨や塔がおこなわれた(『紀伊統風土記』)。このような祖靈供養信仰を管理した阿弥陀寺は鎌倉時代に「法燈國師再興」(『法燈行狀』)したとあり、五來重教授は「國師が妙法山の祖靈供養信仰に着目して、ここに阿弥陀寺を建て、高野聖(のちの時宗聖)を住まわせて納骨と勧進をすすめた」と論考された(『熊野信仰』『日本宗教史の謎』(上))。これは那智七本願の一つである妙法山阿弥陀寺の發祥が鎌倉時代まで遡ることを推測せしめるものである。新宮の神倉本願妙心尼寺も國師と母の尼公を開祖と伝えられており、いざれも法燈國師(心地覺心)によって熊野比丘尼、勧進比丘尼を組織づけられたものと考えられる。

④ 「諸寺縁起集」(『図書寮叢刊』所収)五來重教授編「吉野・

熊野信仰の研究」(『山岳宗教史研究叢書』第四卷、所収)。

⑤ 那智の伝承では、この橋は「二の瀬橋」といわれている。

また浜宮補陀洛寺の千手堂は「寛文記」に「比丘尼山伏の本

寺として修理す」とあり、江戸初期まで同寺は那智七本願の

一つとして熊野比丘尼、山伏を支配していたことがわかる。

現在、同寺を「熊野大本願尼修驗の本山」と伝承されているものとのことを裏付けられるが、その發祥が問題である。当時、「橋勧進」の尼が補陀洛寺に属していたとすれば、本願補陀洛寺の發祥は少なくとも室町初期まで遡ることができよう。

⑥ 五來重教授『増補高野聖』、同上『熊野詔』参照。

⑦ 五來重教授「一遍上人と法燈國師」(『印度學仏教學研究』第九卷二号)、同上「一遍と高野・熊野および踊念仏」(『日本繪卷全集』一〇「一遍聖絵」所収)。

⑧ 註①前掲書、参照。尚、「一遍上人爪書の名号については、

清水太郎氏「湯の峰」「一遍上人爪書御真蹟」考(『熊野誌』十六号)に詳しい。

⑨ 「本願中出入証跡之写」(一)所収。『熊野那智大社文書』

第五、所収。

⑩ 明応五年五月の「新熊野十二社權現勧進序」(關鷺神社所

藏文書)。註⑧拙稿参照。

⑪ 神倉妙心寺所蔵文書。註⑧拙稿参照。

⑫ 追記 本稿を作成する上で青岸渡寺高木亮考貫主、那智大社

篠原四郎宮司から適切な御教示と貴重な資料の提供を賜

わった。謝して厚くお礼を申し上げる次第である。

(本学助手 国史学)